

アイエム ニュース!!

第38号

2015.11.10

発行

【記事の内容】

医療法人

個人事業から医療法人への移行

税務

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(14)

コンサルティング

優秀な人材を確保するためのポイント(3)

労務管理①

職場意識改善助成金の内容が拡充

労務管理②

『まだ間に合う！クリニック等の小規模事業所における
マイナンバー対策について』

保険・資産運用

相続税制変更に対する対応策の一つとして

贈与の有効性について

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

個人事業から医療法人への移行

最近の個人病医院様の傾向

個人事業で病医院を運営しておられる先生方から“医療法人への移行”についてのご相談をよくお受けします。

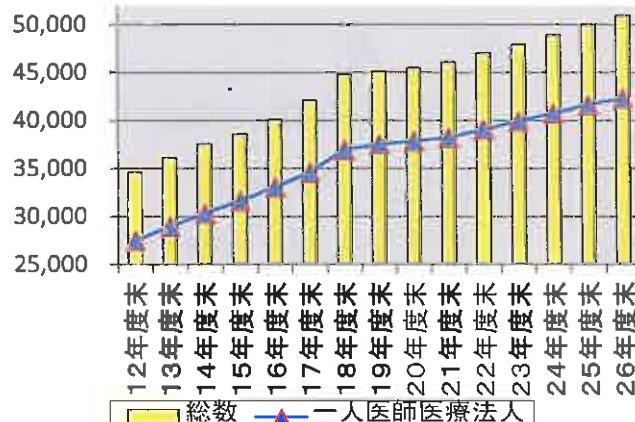
ご質問された背景やお悩み等をお聞きすると、概ね以下のようなものが多いです。

- ・所得税及び住民税の重税感を軽減したい
- ・個人事業のままでいることによる後継者への事業承継についての不安
- ・月々の資金繰りの厳しさを軽減したい
- ・事業展開をしたい

上記のお悩みに対して

個別の状況にもよりますが、上記のようなお悩みをお持ちの先生の場合、医療法人への移行が、お悩み解消策として有効である場合が多いです。

その結果として、多くの先生が医療法人への移行をご決断しておられるようで、医療法人の数は増加し続けています（右図）。



当社より

事業に対するお考え、家族構成、将来構想、維持したい生活水準等をお聞きし、「医療法人へ移行した方がよいかどうかのシミュレーション」を行い、ご相談者の病医院様の状況から、“本当に医療法人へ移行する方がよいかどうか”をご一緒に検討させて頂いております。

また、既に医療法人になっておられる先生方からのご相談も多いため、仮に医療法人になられた後の実務的なお悩みや対応方法等についても事前にご紹介をしています。

医療法人への移行に関する一般的な情報は、以前よりも多く出回るようになりましたが、医療法人への移行による“税金面以外のメリット”や“留意点”等もあるため、個別の状況により判断することとなります。

個人で病医院を運営しておられる先生方は、“1年に一度は医療法人への移行を検討”されてはいかがでしょうか。お気軽にお問合せ下さい。

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医業経営コンサルタント・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医業経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拠出型医療法人等への持分なし医療法人化、「医業経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

平成25年1月に医業経営コンサルティング専門会社「鳴金沢医業経営研究所」を立ち上げ、グループとして税務会計・経営改善の両面から医業経営を支援している。

URL http://nochide_kaikei.tkcnf.com

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(14)

〈経過措置型医療法人の類似業種比準価額〉

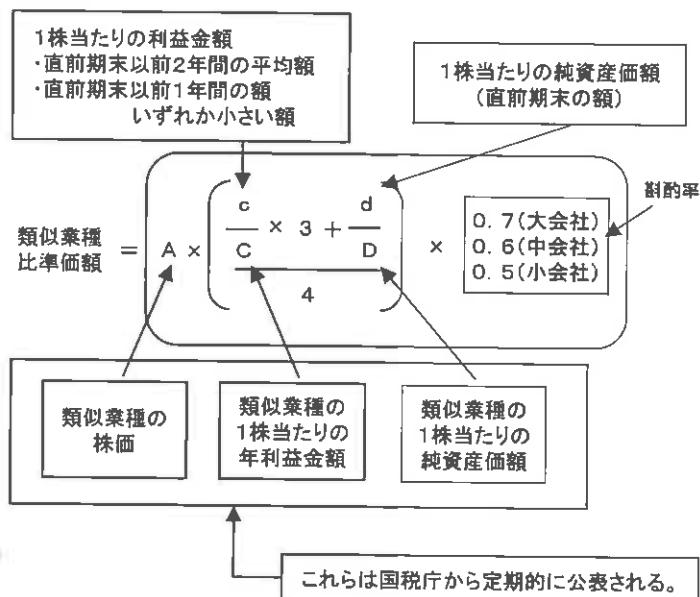
Q

経過措置型医療法人の持分の評価に当たっては、類似業種比準方式による評価の具体的な評価方法と評価に当たっての留意点を教えてください。また、対策上のポイントも教えてください。

A

類似業種比準価額は配当・利益・純資産価額の3つの要素を類似業種と比較して算出するのが原則ですが、医療法人は配当することができませんので、医療法人に限っては利益と純資産価額の2つの要素で計算することになります。算式から分かりますように、「利益」の比重が大きくなっています。利益額がゼロであっても分母は一律に4とされます。結果として、利益金額の高い医療法人は、所有資産のわりに株価が高くなりますが、資産が豊富なのに利益の少ない医療法人は、資産規模のわりに評価額が低くなります。

《類似業種比準価額の計算方法》



*「1株当たり」の値を計算する場合、分母となる「発行済株式総数」は実際の発行済株式数ではなく、(資本金額÷50円)で計算した株式数によりますので、注意してください。

《平成27年分の類似業種比準価額計算上の株価等》

| 大分類 | 番号 | B 配当 金額 | C 利益 金額 | D 簿価 純資産 価額 | A (株価) | | |
|------------|-----|---------------|---------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | | 平成 26年 平均 | 平成 27年 5月 | 平成 27年 6月 |
| その他 の産業 | 118 | 3.5 | 20 | 199 | 248 | 311 | 321 |

1. 類似業種の利益と評価医療法人の利益を比較

この場合の利益は、法人税法上の申告所得、つまり法人税法上の利益を言います。この申告所得はそれにかかる法人税、事業税、住民税を控除する前の金額です。この利益の比較も1株当たりで行います。この場合も実際の金額にかかわらず、すべて1株当たりの資本金額を50円に換算して行います。

例えば、類似業種の利益が1株当たり150円であったとします。これに対して評価医療法人では1株当たり300円の利益になるとした場合、300円を150円で割ってその数値をかけることになります。その結果、類似業種の株価よりも評価医療法人の株価は高くなります。

この場合、類似業種の利益であるCの値もあらかじめ国税庁から公表されており、この数値は1年間同じです。これに対して評価医療法人の利益は、直前期末期の申告所得と過去2期間の申告所得の平均値のうち、いざれか低いほうです。この利益には特別損失は考慮しますが、予想できない非経常的な利益（損害賠償金など）は除きます。

なお、決算期間は1年間です。この医療法人全体の利益を発行済株式数で割って1株当たりの利益を算出します。

2. 類似業種の簿価純資産価額と評価医療法人の簿価純資産価額を比較

簿価純資産価額とは、決算上の貸借対照表上の数値をいいます。ただし、この場合の簿価純資産価額は決算書の貸借対照表から求めるのではなく、法人税上の数値から求めます。

その具体的な算出方法は、資本金等の額と法人税法上の利益積立金額の合計金額です。資本金と資本剰余金は、税務上も、決算書に表示されている会計上の数値も、原則的には同じです。けれども、利益積立金は法人税法上の用語であり、決算書上の利益剰余金とは異なっているのが一般的です。そこで、税務上の利益積立金を求めるには、法人税申告書の別表5(1)に記載されている金額で算出します。この3つの合計金額は医療法人全体の数値ですので、これを持分総数で割って1株当たりの簿価純資産価額を算出します。

税務・会計



会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を中心とした業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

優秀な人材を確保するためのポイント(3)

病医院において、医師や看護師などの有資格者的人材の確保が医業経営上の大きな課題となっています。すぐに人材を募るには求人広告や専門業者に依頼するのがもっとも効果的です。これは採用希望者の目に留まる機会が増え認知度を高くするメリットがありますが、掲載される情報が限られるため、希望者とのミスマッチも懸念されます。せっかく新しい人材を採用しても、すぐに退職されてしまう苦勞が報われない結果になってしまいます。

じっくりと掘り下げる病医院の事を知りたい、という意欲の高い希望者に対しては、採用に関する情報を病医院のホームページにて展開するのが効果的です。そこで病医院におけるホームページでの採用情報を展開するにあたり、掲載しておくべき基本的なポイントを4回にわたってご紹介します。

ポイント.3 若年層の早期退職を防止する

医療機関の採用担当者にとって「離職率」は気になる数字です。早期退職などによる離職率増加の原因は、仕事や職場に対する理解不足・説明不足に他なりません。

職種ごとに仕事の流れと内容、1日の過ごし方を紹介し実際の現場をイメージさせることでこの問題の多くは解決することができます。

また、入職から現在までを一職員の声だけでなく、その職員に関係する人物（先輩、同僚など）からのメッセージを掲載し、多面的に実例を紹介します。こういった紹介コンテンツは、医療機関側の視点ではなく応募者側の視点・言葉で仕事内容を説明すること、またネガティブな情報も積極的に紹介するという判断も重要です。



次回は「向上心の高い人物を獲得する」をご紹介します。

自院のホームページが気になる方は、気軽にお問い合わせ下さい！
無料診断（レポート報告）致します。（初回診断無料）

- ※診断するホームページは1サイトのみです。
- ※レポートの報告は1回行います。
- ※レポート作成に日数をいただく場合があります。



経営改善・
経営相談



会社紹介

平成19年6月、税理士法人 富税理士事務所（現 富&スターシップ税理士法人）医業コンサルティング部を法人化。立地深から行う開業支援・マーケティングコンサルティングや、医療法人・社会福祉法人の設立支援、介護事業立ち上げ支援、病院・福祉施設の人事財務運動型コンサルティングなど富経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

株式会社メデイカ・コンサルティング
専務取締役 松浦 実利

URL <http://www.medicaconsulting.co.jp/>

職場意識改善助成金の内容が拡充

労災保険の附帯事業である社会復帰促進等事業の一環として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む中小企業事業主を支援するため、「職場意識改善助成金」の支給が行われています。その助成内容が、平成27年度から拡充されています。



職場意識改善助成金（平成27年の概要）

職場意識改善助成金には、次の3つのコースが用意されています。

| | |
|-----------------|--|
| 職場環境改善 | <p>所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進などに取り組む中小企業事業主を対象とするコースです。支給額は最大100万円（平成27年度から上限が100万円に引き上げされました。）</p> <p>*雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であることが要件となります。</p> <p>【支給額】対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）×助成率※</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3／4～1／2です。</p> <p>②成果目標の達成状況に応じて、100万円～67万円の上限があります。</p> |
| テレワーク | <p>終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を対象とするコースです。（サテライトオフィスでのテレワークは、平成27年度から対象に加わりました。）支給額は最大150万円。</p> <p>【支給額】対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）×助成率※</p> <p>※助成率は、成果目標の達成状況に応じて、3／4or1／2です。</p> <p>②成果目標の達成状況に応じて、1人6万円×対象労働者数（1企業150万円が限度）Or1人4万円×対象労働者数（1企業100万円が限度）の上限があります。</p> |
| 所定労働時間短縮 | <p>平成27年度から新設されたコースです。法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場を有する中小企業事業主であって、所定労働時間の短縮に取り組む中小企業を対象とするコースです。助成額は最大50万円。</p> <p>【支給額】対象経費の合計額（謝金、会議費、機械装置の購入費など）×3／4</p> |



上記の各支給額における「対象経費」は、次のような「対象となる取組」の実施に要した経費です。

- ・労働者に対する研修、周知、啓発
- ・就業規則などの作成、変更
- ・テレワーク用通信機器の導入、更新
- ・外部専門家（社会保険労務士等）によるコンサルティング
- ・労働能率の増進に資する設備、機器などの導入

労務管理



会社紹介

当オフィスは40年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共に共存共栄を図っていきます。また、就業規則作成、社会保険・助成金手続き、労務監査等を行い経営者のパートナーとして相談に応じています。

畠総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ

代表社員・特定社会保険労務士 畠 健祐

URL <http://www.hatake.biz>

『まだ間に合う！クリニック等の小規模事業所におけるマイナンバー対策について』

ある週刊誌に、内閣府特命担当相補佐官である福田峰之氏のインタビューが掲載されていました。福田氏は、マイナンバーを所管する甘利明　社会保障と税の一体改革担当相の補佐官として制度全体の進捗状況を管理している方です。福田氏は、セキュリティーに関して国が言っているのは、「番号を紙で管理する場合は、鍵のかかる引き出しに入れてください。パソコンで管理する場合は、市販のセキュリティーソフトを入れて最新版にしてください。」ということ。その程度のことだ。」と言いつています。

そこで、内閣府の「6つの導入チェックリスト」に基づいて、クリニックでこれから行なわなければならぬことをまとめてみましょう。

1. マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。

給料、社会保険を扱っている人を担当者とします。基本的には、院長になりますが、奥様や事務職員をもう一人担当者とすることでもよいでしょう。

2. マイナンバーを職員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。

職員からマイナンバーを取得する際には、利用目的は「雇用保険・健康保険・厚生年金保険手続きや源泉徴収票の作成」であることを伝え、顔写真入りの「個人番号カード」または「通知カード」と「運転免許証」などで番号が間違っていないか等を確認します。

3. マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。

マイナンバーが記載された書類は、全てカギのかかる場所に保管することになります。それが国の求める安全対策です。また、番号カードの写しをとった場合には、台帳などに書き写した後には、残しておかず、確実にシュレッダーで廃棄してしまいましょう。

4. ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティー対策を行いましょう。

今時、ウィルス対策ソフトを最新版にせずに、インターネットに接続するほど怖いことはありません。マイナンバー対策というより、常識です。

5. 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。

退社した職員のマイナンバーは、退職と一緒に削除してしまいましょう。

6. 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。

職員に対し、マイナンバーの勉強会を実施するなどして、マイナンバーを正しく取り扱わせましょう。教育のための資料は、内閣府がホームページに掲載しているものを使うことで十分です。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、完全経営者側の社会保険労務士という考え方方に立っています。
使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心かけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

相続税制変更に対する対応策の一つとして 贈与の有効性について

平成25年度税制改正において、相続税について大きな変更が決定しました。相続に関する変更の運用開始は平成27年1月1日から始まっています。また、基礎控除額が大幅に引き下げられることによる影響の大きさは、雑誌などでこの話題がたくさん取り上げられていることからも窺えます。

例えば夫婦に2人の子供がいる家庭において、父親に万一が起こった場合

改正前の基礎控除額は

定額控除 5,000万円 + 相続人3人 × 1,000万円 = 8,000万円であったものが改正後は

定額控除 3,000万円 + 相続人3人 × 600万円 = 4,800万円となり、

次に母親に万一が起こった場合、すなわち二次相続の時には

改正前の基礎控除額は

定額控除 5,000万円 + 相続人2人 × 1,000万円 = 7,000万円であったものが改正後は

定額控除 3,000万円 + 相続人2人 × 600万円 = 4,200万円となります。

すなわち、一次相続、二次相続を合わせると基礎控除額が1億5千万円から9,000万円になります。多くの雑誌では、これまで相続税がかからなかった都心に住宅を持つサラリーマン家庭にも相続税が掛かる時代が来るとの特集を組んでおりますが、実際に大きな影響を受けるのは、高い税率が掛る人々、現行税制でも相続税の納税が必要な資産をお持ちの方々です。相続対策には様々な対策がありますが、今回はその中の一つの対策である、生前贈与の利用とその有効性について提起してみます。これまで寄せられた生前贈与についてのご相談の多くは贈与の非課税枠（一人当たり110万円）の範囲内またはそれを少し超えた額での贈与をしたほうがよいか？という内容です。お子様がお二人の場合、贈与税を払うことなく220万円をお子様に移動できるため、相続税の課税が想定される方の場合、必ずやるべき合法的な節税策と言えます。しかし、相続税額を想定して、一次相続、二次相続の税率が20%、30%に達する方の場合、贈与税の非課税範囲で贈与するより、例えば贈与税を10%払ってでも、もう少し大きな額を贈与するほうが、お子様が払う税額が、結果として減ることになるのではないかでしょうか。一般的に贈与税率は高いという印象があるためか、多くの方が非課税枠の範囲内で贈与を行っているのが現状です。たとえば470万円をお子様に贈与した場合、お子様が支払う贈与税は幾らになるでしょうか。実は総額に対して実効税率は10%、贈与税額は47万円となります。10%の贈与税を払うことで意外と大きな額がお子様に移るといえるのではないですか。

《課税価格》 470万円 - 110万円 = 360万円

200万円以下部分の税率 10% × 200万円 = 20万円

200万円超300万円以下部分の税率 15% × 100万円 = 15万円

300万円超400万円以下部分の税率 20% × 60万円 = 12万円 合計で47万円となります。

現行税率での贈与税額例

| | | | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 贈与額 | 3,100,000 | 4,100,000 | 5,100,000 | 7,100,000 | 11,100,000 | 16,100,000 |
| 基礎控除 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 |
| 課税価額 | 2,000,000 | 3,000,000 | 4,000,000 | 6,000,000 | 10,000,000 | 15,000,000 |
| 贈与税 | 200,000 | 350,000 | 550,000 | 1,150,000 | 2,750,000 | 5,250,000 |
| 手取り額 | 2,900,000 | 3,750,000 | 4,550,000 | 5,950,000 | 8,350,000 | 10,850,000 |
| 実効税率 | 6.5% | 8.5% | 10.8% | 16.5% | 24.8% | 32.6% |

さらに、この贈与されたお金的有效に使う一つの方法について見ていきます。お父様からお子様にある程度の金額を贈与した場合、お子様が贈与税を支払った後のお金を使って、以下の形態で、お父様を被保険者とする生命保険に加入することは十分検討に値すると思われます。

契約者：お子様 被保険者：お父様 受取人：お子様（年払い保険契約）

効果として、①毎年贈与したお金を保険料に振り向けるため、使い道が明確になります。

②お父様に方が一のときは生命保険金をお子様が受け取ることになり相続対策等に有効に使うことができます。

この形態の保険契約では、受取った保険金は相続財産とはならず、契約者（受取人）の所得となり、税務上は一時所得として計算されます。

一時所得の場合の課税所得額は[受取保険金額 - 支払保険料（必要経費） - 50万（一時所得の基礎控除）] × 1/2となります。

最後に1/2を乗じることができますので、相続税を大きく課税されることが想定できる場合、効果的な相続対策となるでしょう。

ご参考まで、改正前（26.12.31まで）と改正後（27.1.1から）の相続税率・贈与税率を添付しました。

なお、相続税の計算、贈与対策、保険加入については、顧問税理士や当医業経営ライフコンサルタントにご相談の上、実行なさってください。

相続税・贈与税 税率表 添付比較表をご参照ください

改正後（平成27年1月1日から）

| 相続税 | 贈与税 | | | | |
|------------------|-----|-----------------|---------------------------|-----------------|-----|
| | 贈与税 | | 20才以上のもののが直系尊親から贈りを受けた場合は | | |
| 相続税 | 贈与税 | 贈与税 | 贈与税 | 贈与税 | 贈与税 |
| 1000万円以下 | 10% | 200万円以下 | 10% | 200万円以下 | 10% |
| 1000万円超～3000万円以下 | 13% | 200万円超～300万円以下 | 15% | 200万円超～300万円以下 | 15% |
| 3000万円超～5000万円以下 | 20% | 300万円超～400万円以下 | 20% | 300万円超～400万円以下 | 20% |
| 5000万円超～1億円以下 | 30% | 400万円超～600万円以下 | 30% | 400万円超～600万円以下 | 30% |
| 1億円超～3億円以下 | 40% | 600万円超～1000万円以下 | 40% | 600万円超～1000万円以下 | 40% |
| 3億円超 | 50% | 1,000万円超 | 50% | 1,000万円超 | 50% |

会社紹介

平成12年5月設立、本支店17拠点。全国23都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

保険・
資産運用



株式会社リスクマネジメント
ボーナス
ゼネラルマネージャー 光林 昭二

遺産相続の困りごと個別相談

■遺産相続の問題とは？

「うちは遺産相続の問題とは無縁のはず。」と考える方も多いでしょうが、家族や遺産があれば誰にでも起り得る問題です。

遺産相続を「遺産争族」とたどえることがあるように、いざ事が起こると、親族同士が争う根の深い問題となります。

遺産相続は基本的に故人の「遺言状」に基づいておこなわれます。

ただし、遺言状は法的な形式を満たす必要がありますので、少しでも不備があると争いの元となってしまいます。

■遺産分配は相続者同士で納得できることが重要

遺産の分配について話し合う遺産分割協議も、相続する親族の主張が行きちがうことが大半です。

基本的には法定相続どおりおこなうべきですが、親族と故人の関係性によっては相続額でもめることが少なくありません。

特に生前の故人とあまり関わっていなかった親族が多くの遺産を相続すると、他の親族から不満が出てしまいます。

遺産相続の問題は、これまで円満だった家庭や親族の間でも起こる可能性を秘めています。

遺産額の大小にかかわらず起こる問題ですので、実際に遺産問題が生じる前に対策を考えておきましょう。

相続人が母、兄、私の3人で亡くなった父が母に生命保険をかけていた場合

相続対策としても知られる生命保険については、誰が受取人なのかが非常に重要です。受取人によっては相続財産とはならないため、家族間でもめないためにも知識を深めてください。

被相続人に多くの負債(借金)があり、相続を放棄(辞退)したい場合

相続における遺産とは、常に財産がプラスとは限りません。例えば、被相続人に借金があった場合、その負債も承継対象になります。一生かかる返せない多くの負債がある場合、どうすればよいのでしょうか？

遺産分割したいが母が認知症の場合

高齢化が進んでいる日本では、今後ますます多くなると予想されるケースです。認知症の人は判断能力を欠いているため、法律行為の遺産分割を行うことができません。では、どのように解決すればよいのでしょうか？

父が急に亡くなつて遺言が見当たらない場合

人は不慮の事故や病気などによって突然亡くなることがあります。このようなケースの場合、残された相続人同士がお互いの主張を始め、トラブルにまで発展する可能性があります。

相続人が遺産を独り占めしようとしている場合

長男だからという理由で独り占めしたり、一緒に住んで親の面倒を見ていたから財産は全て自分のものと勘違いをしているケースです。兄弟姉妹を巻き込んで関係性を悪化させる典型的なものです。

遺言書の内容が自分にとって、明らかに不当な内容だった場合

相続における被相続人の遺言内容は、強い効力を持っています。その内容が遺族にとって明らかに不当なものだった場合、泣き寝入りをしなければならないのでしょうか？そして、その遺言がもし偽造されたものだったら…。

相続人の中に未成年者がいる場合

たとえ未成年であっても、法的には権利が保障されており遺産を引き継げます。しかし、通常の遺産分割の方法では無効となる、相続問題の中でも少し複雑なケースです。未成年であるがゆえの難しい理由とは？

遺産相続が土地(不動産)しかない場合

遺産はなにも現金や預金だけではありません。土地や建物、とくにマイホームといった不動産を持っているケースはたくさんありますが、固定資産が含まれる場合の分割方法は、とても複雑になっています。

FP資格を持つコンサルタントが親身にご相談に乗ります。初回相談無料、どうぞお気軽にお申し出ください。
個人情報に関する守秘義務を厳守いたします。

遺産相続の困りごと個別相談【申込書】

| | | | |
|---------------|-----------------|--------------------|--------|
| クリニック・ 病院名 | ご連絡方法 電話 ・ メール | | |
| お名前 | (ご本人様 ・ 配偶者様) | | |
| ご連絡先 | TEL | お電話の場合の ご連絡希望日時 | 月 日 時頃 |
| メールアドレス | @ | | |